

独占禁止法相談ネットワークの御利用をお待ちしています。

◎このようなことでお困りではありませんか？

- マーケティングの内容が独占禁止法に違反？
- 注文どおりなのに、取引先から一方的に返品された。下請法に違反じゃないの？



商工会議所及び商
工会では、独占禁止法
及び下請法の相談を
受け付けております。
内容、御希望により
公正取引委員会の窓
口を紹介します。



御相談は、お近くの商工会議所及び商工会または、
内閣府沖縄総合事務局総務部公正取引室(☎098-866-0049)までお願いします。

インボイス制度の実施に伴い、

**買手(親事業者等)と免税事業者(下請事業者等)との取引において、
どのような行為が独占禁止法・下請法上問題となるのだろうか？**

●買手と免税事業者との取引でどのような行為が独占禁止法などで問題となるか

- ▶ インボイス制度への対応に関するQ&AのQ7で、インボイス制度の実施に伴い、買手と免税事業者との取引で想定される独占禁止法・下請法上問題となる行為について解説しています！

(URL) https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/invoice_qanda.html



●親事業者と下請事業者との取引でどのような行為が下請法上問題となるか

- ▶ インボイス制度の実施に伴い、親事業者と下請事業者との取引で想定される下請代金の減額、買いたたきについて、絵を用いて解説しています！

(URL) https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/invoice/invoice_jirei.pdf



●【動画】でも解説します！

- ▶ 上記の解説は動画でも御覧いただけます！是非御視聴ください！

(URL) <https://www.youtube.com/watch?v=gbNRYV6Dgqg> ※動画視聴期間：令和5年9月30日まで



下請法・優越的地位の濫用規制に係る相談窓口
内閣府沖縄総合事務局 総務部 公正取引室
☎098-866-0049(直)

